

第 4457 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2012年)平成24年 4月 4日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 相続税 農地の納税猶予が受けられなくなる場合

**Q**：私は現在、相続税の農地の納税猶予を受けていますが、どういうことをすると納税猶予が受けられなくなりますか？

**A**：次の場合には、納税猶予が打ち切られます。

### 【解説】

農地の納税猶予は、次に該当することとなった場合に打ち切れ、納税猶予額の全部又は一部を納付するとともに、一定の利子税を納めなければなりません。

- ① 特例農地等について、譲渡等があった場合  
譲渡等には、譲渡、贈与若しくは転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利もしくは賃借権の設定（一定の要件を満たすものは除く）又はこれらの権利の消滅もしくは農地について耕作の放棄の通知があった場合も含まれます。
- ② 特例農地等に係る農業経営を廃止した場合
- ③ 継続届出書の提出がなかった場合
- ④ 担保価値が減少したことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかったとき
- ⑤ 都市営農農地等について生産緑地法の規定による買取りの申出があった場合や都市計画の変更等により特例農地等が特定市街化区域農地等に該当することとなった場合
- ⑥ 特例の適用を受けている準農地について、申告期限後10年を経過する日までに農業の用に供していない場合

